

那覇市公報

第 1 6 4 5 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則◇

○那覇市消防吏員服制規則の一部を改正する規則（消防局予防課）	627
--------------------------------	-----

◇告 示◇

○個人情報業務廃止届出書及び個人情報業務変更届出書の公表について（総務課）	630
○個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課）	647
○平成 27 年（2015 年）5 月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について（総務課）	655
○地籍調査の実施について（地籍調査課）	656
○平成 27 年度那覇市一般会計補正予算（第 1 号）（財政課）	657
○平成 27 年度那覇市一般会計補正予算（第 2 号）（財政課）	658
○平成 27 年度那覇市一般会計補正予算（第 3 号）（財政課）	660
○平成 27 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）（国民健康保険課）	661
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について（保護管理課）	662
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について（保護管理課）	663
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について（保護管理課）	665

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の指定について（保護管理課）	666
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について（保護管理課）	667
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について（保護管理課）	668
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について（保護管理課）	669
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の廃止について（保護管理課）	671

◇ 公 告 ◇

○住民票の職権消除の公示について（ハイサイ市民課）	672
○那覇市松山公園文化交流施設指定管理者募集について（公園管理課）	672

◇ 上下水道局告示 ◇

○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について	674
-----------------------------	-----

◇ 監査委員公表 ◇

○那覇市職員措置請求監査結果について（公表）	675
------------------------	-----

規 則

那覇市規則第25号

平成27年5月8日

公 布 済

那覇市消防吏員服制規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市消防吏員服制規則の一部を改正する規則

那覇市消防吏員服制規則(1967年那覇市規則第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正後の欄中の図(以下「改正後図」という。)の表示に対応する改正前の欄中に当該図の表示がない場合は、当該改正後図を加える。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

種別	服制
[略]	
略帽	[略]
製式	アポロキャップ(5面式)とし、前ひさは <u>濃紺</u> とする。 形状及び <u>前面刺しゅう</u> は、図のとおりとする。
[略]	

図

[略]

略帽

[略]

略帽前面刺しゅう

[略]

冬服

[略]

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

種別	服制
[略]	
略帽	[略]
製式	アポロキャップ(5面式)とし、前ひさは <u>濃紺</u> とする。 形状及び <u>刺しゅう</u> は、図のとおりとする。

[略]

図

[略]

略帽（機動査察係を除く。）

[略]

略帽前面刺しゅう（機動査察係を除く。）

[略]

略帽（機動査察係に限る。）



略帽前面刺しゅう（機動査察係に限る。）

FIRE PREVENTION 機動査察

略帽右側面刺しゅう（機動査察係に限る。）



略帽前ひさし刺しゅう（機動査察係に限る。）



冬服

[略]

告 示

那覇市告示第 112 号

平成 27 年 5 月 7 日

掲 示 済

個人情報業務廃止届出書及び個人情報業務変更届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務廃止届出書及び個人情報業務変更届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子



第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成27年4月27日

那覇市長 様

実施機関 那覇市長 城間幹子



那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 番 号	175	届出担当課	都市計画部市街地整課 電話 951-325
届 出 の 区 分	☒ 廃止 ☐ 変更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成18年3月31日
業 務 の 名 称	土地区画整理事業の換地計画及び建築指導に関すること		
廃止又は変更の理由	組織改正に伴う担当課廃止		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
備 考			

(注) 届出番号は、個人情報業務届出書(第1号様式)の届出番号を記入のこと。



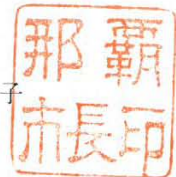
第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成27年4月27日

那覇市長 様

実施機関 那覇市長 城間幹子



那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 番 号	176	届出担当課	都市計画部市街地整課 電話951-3251
届 出 の 区 分	☒ 廃止 ☐ 変更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成14年3月31日
業 務 の 名 称	区画整理事業		
廃止又は変更の理由	組織改正に伴う担当課廃止		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
備 考			

(注) 届出番号は、個人情報業務届出書(第1号様式)の届出番号を記入のこと。



第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成27年4月27日

那覇市長 様

実施機関 那覇市長 城間幹子



那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 番 号	177	届出担当課	都市計画部市街地整課 電話951-3251
届 出 の 区 分	☒ 廃止 ☐ 変更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成14年3月31日
業 務 の 名 称	換地計画及び建築指導に関すること		
廃止又は変更の理由	組織改正に伴う担当課廃止		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
備 考			

(注) 届出番号は、個人情報業務届出書(第1号様式)の届出番号を記入のこと。



第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成27年4月27日

那覇市長 様

実施機関 那覇市長 城間幹子



那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 番 号	178	届出担当課	都市計画部市街地整課 電話951-3251	
届 出 の 区 分	☒ 廃止 ☐ 変更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成14年3月31日	
業 務 の 名 称	土地区画整理事業の移転補償に関すること			
廃止又は変更の理由	組織改正に伴う担当課廃止			
変 更 の 内 容	変	更	前	後
備 考				

(注) 届出番号は、個人情報業務届出書(第1号様式)の届出番号を記入のこと。



第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成27年4月27日

那覇市長 様

実施機関 那覇市長 城間幹子



那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 番 号	179	届出担当課	都市計画部市街地整課 電話951-3251
届 出 の 区 分	☒ 廃止 ☐ 変更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成14年3月31日
業 務 の 名 称	災害調査に関すること		
廃止又は変更の理由	組織改正に伴う担当課廃止		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
備 考			

(注) 届出番号は、個人情報業務届出書(第1号様式)の届出番号を記入のこと。



第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成27年4月27日

那覇市長 様

実施機関 那覇市長 城間幹子



那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 番 号	180	届出担当課	都市計画部市街地整課 電話951-3251
届 出 の 区 分	☒ 廃止 ☐ 変更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成11年3月31日
業 務 の 名 称	区画整理事業		
廃止又は変更の理由	組織改正に伴う担当課廃止		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
備 考			

(注) 届出番号は、個人情報業務届出書(第1号様式)の届出番号を記入のこと。



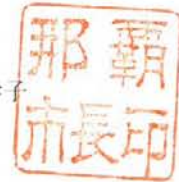
第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成27年4月27日

那覇市長 様

実施機関 那覇市長 城間幹子



那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 番 号	181	届出担当課	都市計画部市街地整課 電話951-3251	
届 出 の 区 分	■廃止 □変更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成11年3月31日	
業 務 の 名 称	土地区画整理事業の換地設計及び建築指導に関すること			
廃止又は変更の理由	組織改正に伴う担当課廃止			
変 更 の 内 容	変	更	前	変
				更
備 考				

(注) 届出番号は、個人情報業務届出書(第1号様式)の届出番号を記入のこと。



第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成27年4月27日

那覇市長 様

実施機関 那覇市長 城間幹子



那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 番 号	182	届出担当課	都市計画部市街地整課 電話951-3251
届 出 の 区 分	☒ 廃止 ☐ 変更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成11年3月31日
業 務 の 名 称	土地区画整理事業の移転補償に関すること		
廃止又は変更の理由	組織改正に伴う担当課廃止		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
備 考			

(注) 届出番号は、個人情報業務届出書(第1号様式)の届出番号を記入のこと。



第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成27年4月27日

那覇市長 様

実施機関 那覇市長 城間幹子



那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 番 号	183	届出担当課	都市計画部市街地整課 電話951-3251
届 出 の 区 分	☒ 廃止 ☐ 変更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成18年3月31日
業 務 の 名 称	換地設計調書		
廃止又は変更の理由	組織改正に伴う担当課廃止		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
備 考			

(注) 届出番号は、個人情報業務届出書(第1号様式)の届出番号を記入のこと。



第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成27年4月27日

那覇市長 様

実施機関 那覇市長 城間幹子



那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 番 号	184	届出担当課	都市計画部市街地整課 電話951-3251
届 出 の 区 分	☒ 廃止 ☐ 変更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成18年3月31日
業 務 の 名 称	区画整理前各筆各権利別評価調書		
廃止又は変更の理由	組織改正に伴う担当課廃止		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
備 考			

(注) 届出番号は、個人情報業務届出書(第1号様式)の届出番号を記入のこと。



第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成27年4月27日

那覇市長 様

実施機関 那覇市長 城間幹子



那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 番 号	185	届出担当課	都市計画部市街地整課 電話951-3251
届 出 の 区 分	☒ 廃止 ☐ 変更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成18年3月31日
業 務 の 名 称	物件移転補償契約業務		
廃止又は変更の 理 由	組織改正に伴う担当課廃止		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
備 考			

(注) 届出番号は、個人情報業務届出書(第1号様式)の届出番号を記入のこと。



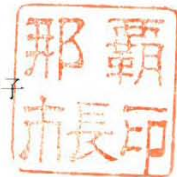
第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成 2 7 年 4 月 27 日

那覇市長 様

実施機関 那覇市長 城間幹子



那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 番 号	186	届出担当課	都市計画部市街地整課 電話951-3251
届 出 の 区 分	☒ 廃止 ☐ 変更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成18年 3 月 31 日
業 務 の 名 称	換地業務に関すること		
廃 止 又 は 変 更 の 理 由	組織改正に伴う担当課廃止		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
備 考			

(注) 届出番号は、個人情報業務届出書(第1号様式)の届出番号を記入のこと。



第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成27年4月27日

那覇市長 様

実施機関 那覇市長 城間幹子



那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 番 号	187	届出担当課	都市計画部市街地整課 電話951-3251
届 出 の 区 分	■廃止 □変更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成18年3月31日
業 務 の 名 称	土地区画整理事業の損失補償に関すること		
廃止又は変更の理由	組織改正に伴う担当課廃止		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
備 考			

(注) 届出番号は、個人情報業務届出書(第1号様式)の届出番号を記入のこと。



第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成27年4月27日

那覇市長 様

実施機関 那覇市長 城間幹子



那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 番 号	172	届出担当課	都市計画部市街地整課 電話951-3251
届 出 の 区 分	☐ 廃止 ☒ 変更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成27年4月1日
業 務 の 名 称	土地区画整理清算金徴収・交付業務		
廃止又は変更の理由	組織改正に伴う担当課名変更		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
	建設部 区画整理課	都市計画部 市街地整備課	
備 考			

(注) 届出番号は、個人情報業務届出書(第1号様式)の届出番号を記入のこと。



第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成27年4月27日

那覇市長 様

実施機関 那覇市長 城間幹子



那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 番 号	173	届出担当課	都市計画部市街地整課 電話 951-3251
届 出 の 区 分	☐ 廃止 ☒ 変更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成27年4月1日
業 務 の 名 称	土地区画整理事業完了地区に関すること		
廃止又は変更の理由	業務の目的変更及び組織改正に伴う担当課名変更		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
	業務の目的 土地区画整理事業の清算に関すること 届出担当課 建設部区画整理課	業務の目的 土地区画整理事業に関すること 届出担当課 都市計画部市街地整備課	
備 考			

(注) 届出番号は、個人情報業務届出書(第1号様式)の届出番号を記入のこと。



第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成27年4月27日

那覇市長 様

実施機関 那覇市長 城間幹子



那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 番 号	174	届出担当課	都市計画部市街地整課 電話 951-3251
届 出 の 区 分	☐ 廃止 ☒ 変更	業務の廃止・ 変 更 年 月 日	平成27年4月1日
業 務 の 名 称	工事、補償、換地業務		
廃止又は変更の 理 由	業務の目的変更及び組織改正に伴う担当課名変更		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
	業務の目的 土地所有者及び家屋所有者の 証明及び補償、工事 届出担当課 建設部真嘉比古島区画整理事 務所	業務の目的 那覇広域都市計画事業に基づ く真嘉比古島第二土地区画整 理事業に伴う業務を行う 届出担当課 都市計画部市街地整備課	
備 考			

(注) 届出番号は、個人情報業務届出書(第1号様式)の届出番号を記入のこと。

那覇市告示第 116 号

平成 27 年 5 月 12 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条第4項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第8条第2項で準用する同規則第2条第2項の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第10号様式(第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

平成27年 5月 7日

那覇市長 様

実施機関 那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	福祉部 保護管理課長 電話 098-861-5193
業 務 の 名 称	生活保護業務（医療扶助）
利 用 等 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	☐ 年 月 日から 年 月 日まで ☒ 随時（医療扶助監査終了まで）
目的外利用等をする 個人情報の内容	平成26年4月1日現在で、じん臓機能障害で身体障害者手帳を所持している者の 1. 氏名 2. かな 3. 生年月日 4. 性別 5. 世帯番号 6. 住民番号 7. 障害名 8. 交付年月日
目 的 外 利 用 等 を す る 理 由	厚生労働省社会・援護局保護課長通知「医療扶助の適正実施に関する指導監査について」（平成26年3月31日付け社援保発第0331第5号）による、人工透析療法にかかる自立支援医療の適用状況（別紙様式1）作成にあたり、「平成26年4月1日現在「じん臓機能障害」を理由とする身体障害者手帳を所持している者に係る平成26年2月基金審査分のレセプト全件数（連名簿分を除く）」を確認するため 目的外利用の根拠 条例第9条第1項第5号に該当（審議会承認類型事項1）
新 た な 利 用 課 又 は 提 供 先	福祉部 保護管理課
所 管 部 課	福祉部 障がい福祉課

第10号様式(第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

平成27年 5月 7日

那覇市長 様

実施機関 那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	福祉部 保護管理課長 電話 098-861-5193
業 務 の 名 称	生活保護業務
利 用 等 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	☒ 平成27年 3月 2日から 随時
目的外利用等をする 個人情報の内容	身体障害者手帳にかかる情報 療育手帳にかかる情報 精神障害者保健福祉手帳にかかる情報 自立支援医療(精神通院医療)の支給認定にかかる情報 自立支援医療(更生医療)の支給認定にかかる情報 重度心身障がい者医療費助成の資格情報 特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当にかかる情報 障害福祉サービスの支給決定及び支給にかかる情報 特定障害者特別給付費の支給にかかる情報 地域相談支援給付費及び計画相談支援給付費の支給にかかる情報 療養介護医療費の支給にかかる情報 障害支援区分認定にかかる情報 補装具費の支給にかかる情報 日常生活用具の給付にかかる情報 肢体不自由児通所医療費の支給にかかる情報 目的外利用の根拠 条例第9条第1項第5号に該当(審議会承認類型事項1)
目 的 外 利 用 等 を す る 理 由	Webrings福祉総合システムの稼働にあたり、上記の制度についてもWebrings福祉総合システムに含まれることになるが、被保護者の他法給付情報確認のため、オンラインでのシステム情報の閲覧を行うため
新 た な 利 用 課 又 は 提 供 先	福祉部 保護管理課
所 管 部 課	福祉部 障がい福祉課

第10号様式(第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

平成27年 5月 7日

那覇市長 様

実施機関 那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	福祉部 保護管理課長 電話 098-861-5193
業 務 の 名 称	生活保護業務
利 用 等 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	☒ 平成27年 3月 2日から 随時
目的外利用等をする 個人情報の内容	自立支援医療(育成医療)の支給認定にかかる情報
目 的 外 利 用 等 を する 理 由	Webrings福祉総合システムの稼動にあたり、上記の制度についてもWebrings福祉総合システムに含まれることになるが、被保護者の他法給付情報確認のため、オンラインでのシステム情報の閲覧を行うため 目的外利用の根拠 条例第9条第1項第5号に該当(審議会承認類型事項1)
新 た な 利 用 課 又 は 提 供 先	福祉部 保護管理課
所 管 部 課	健康部 保健所地域保健課

第10号様式(第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

平成27年 5月 7日

那覇市長 様

実施機関 那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	福祉部 保護管理課長 電話 098-861-5193
業 務 の 名 称	生活保護業務
利 用 等 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	☒ 平成27年 4月 13日から 随時
目的外利用等をする 個人情報の内容	所得区分が生活保護である小児慢性特定疾病医療支援受給者の 支給認定にかかる情報 ①公費負担者番号 ②公費受給者番号 ③受診者氏名 ④受診者氏名 (かな) ⑤受診者生年月日 ⑥受診者住所 ⑦受診者住民番号 ⑧疾 病名(登録情報全て) ⑨疾病名(登録情報全て)の有効期間 ⑩受 診指定医療機関名(登録情報全て) ⑪受診指定医療機関(登録情報 全て)の適用開始日 ⑫意見書先医療機関名
目 的 外 利 用 等 を す る 理 由	生活保護の医療扶助の適用にあたり、活用できる他法公費負担医 療の適用状況確認の必要があるため 目的外利用の根拠 条例第9条第1項第5号に該当(審議会承認類型事項1)
新 た な 利 用 課 又 は 提 供 先	福祉部 保護管理課
所 管 部 課	健康部 保健所地域保健課

第10号様式(第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

平成27年 5月 7日

那覇市長 様

実施機関 那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	福祉部 保護管理課長 電話 098-861-5193
業 務 の 名 称	生活保護業務
利 用 等 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	☒ 平成27年 4月 13日から 随時
目的外利用等をする 個人情報の内容	所得区分が生活保護である特定医療費受給者の支給認定にかかる情報 ①公費負担者番号 ②公費受給者番号 ③受診者氏名 ④受診者氏名(かな) ⑤受診者生年月日 ⑥受診者住所 ⑦疾病名(登録情報全て) ⑧疾病名(登録情報全て)の有効期間 ⑨受診指定医療機関名(登録情報全て) ⑩受診指定医療機関(登録情報全て)の適用開始日
目 的 外 利 用 等 を す る 理 由	生活保護の医療扶助の適用にあたり、活用できる他法公費負担医療の適用状況確認の必要があるため 目的外利用の根拠 条例第9条第1項第5号に該当(審議会承認類型事項1)
新 た な 利 用 課 又 は 提 供 先	福祉部 保護管理課
所 管 部 課	健康部 保健所地域保健課

第10号様式(第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

平成27年 5月 7日

那覇市長 様

実施機関 那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	福祉部 保護管理課長 電話 098-861-5193
業 務 の 名 称	生活保護業務
利 用 等 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	☒ 平成27年 4月 14日から 随時
目的外利用等をする 個人情報の内容	平成24・25・26年度の一般健康診査の受診者リスト ①受診者氏名(カナ) ②受診者生年月日 ③受診者住所 ④受診者 住民番号 ⑤受診年月日 ⑥受診医療機関名
目 的 外 利 用 等 を する 理 由	①生活保護受給者への健康管理支援実施に際し、必要なデータ集積 が必要と考えており、過去3年度の生保健診未受診者に対し受診 勧奨を行うため、未受診者リスト作成に受診者情報が必要である ため。 ②受診者については、後日健診結果の提供を検討しており、その際 のマッチングデータとしても必要なため。 目的外利用の根拠 条例第9条第1項第5号に該当(審議会承認類型事項1)
新 た な 利 用 課 又 は 提 供 先	福祉部 保護管理課
所 管 部 課	健康部 保健所健康増進課

第10号様式(第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

平成27年 5月 7日

那覇市長 様

実施機関 那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	福祉部 保護管理課長 電話 098-861-5193
業 務 の 名 称	生活保護業務
利 用 等 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	☒ 平成27年 4月 22日から 随時
目的外利用等をする 個人情報の内容	平成24・25・26年度の一般健康診査の受診者の全データ
目 的 外 利 用 等 を す る 理 由	生活保護受給者について、健康管理支援を行うために必要な基礎 的データとして、過去数年の受診結果情報が必要であるため。 目的外利用の根拠 条例第9条第1項第2号に該当 根拠法：生活保護法第29条第1項 別表第1の三の第3号 ※別表第1の三の第3号の厚生労働省令で定める内容は、 生活保護法別表第1に規定する厚生労働省令で定める情報 を定める省令第3条第3項に規定有
新 た な 利 用 課 又 は 提 供 先	福祉部 保護管理課
所 管 部 課	健康部 保健所健康増進課

那覇市告示第 119 号

平成 27 年 5 月 15 日

掲 示 済

平成 27 年（2015 年）5 月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について

平成 27 年（2015 年）5 月那覇市議会臨時会の付議事件に次の事件を追加する。

那覇市長 城 間 幹 子

付 議 事 件 名

- 1 平成 27 年度那覇市一般会計補正予算（第 3 号）
- 2 委員会への付託陳情
子宮頸がんワクチン接種後の副反応被害の早期解決を求めることについて

那覇市告示第 124 号
平成 27 年 5 月 20 日
掲 示 済

地籍調査の実施について

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 6 条の 4 第 1 項の規定により、下記のとおり地籍調査を実施する。

那覇市長 城 間 幹 子

記

- | | | |
|---|---------------|--|
| 1 | 事業計画が公示された年月日 | 平成 27 年 4 月 24 日 |
| 2 | 調査を実施する者の名称 | 那覇市 |
| 3 | 調 査 地 域 | 那覇市
(首里金城町 4 丁目及び繁多川
4 丁目の一部) |
| 4 | 調 査 期 間 | 平成 27 年 5 月 20 日から
平成 28 年 3 月 31 日まで |

那覇市告示第 138 号

平成 27 年 6 月 1 日

平成 27 年(2015 年) 4 月那覇市議会臨時会で議決された平成 27 年度那覇市一般会計補正予算(第 1 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 27 年度那覇市一般会計補正予算(第 1 号)

平成 27 年度那覇市の一般会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 102,961 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 134,572,961 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
18 繰入金		1,822,637	102,961	1,925,598
	2 基金繰入金	1,773,687	102,961	1,876,648
歳 入 合 計		134,470,000	102,961	134,572,961

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 土木費		17,065,349	102,961	17,168,310
	4 都市計画費	8,908,688	102,961	9,011,649
歳 出 合 計		134,470,000	102,961	134,572,961

那覇市告示第 139 号

平成 27 年 6 月 1 日

平成 27 年(2015 年) 5 月那覇市議会臨時会で議決された平成 27 年度那覇市一般会計補正予算(第 2 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 27 年度那覇市一般会計補正予算(第 2 号)

平成 27 年度那覇市の一般会計の補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 71,484 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 134,644,445 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 既定の債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		33,877,454	36,950	33,914,404
	1 国庫負担金	28,437,979	34,533	28,472,512
	3 委託金	106,151	2,417	108,568
15 県支出金		16,779,313	17,266	16,796,579
	1 県負担金	6,106,932	17,266	6,124,198
18 繰入金		1,925,598	17,268	1,942,866
	2 基金繰入金	1,876,648	17,268	1,893,916
歳 入 合 計		134,572,961	71,484	134,644,445

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		66,502,539	69,067	66,571,606
	1 社会福祉費	23,320,244	69,067	23,389,311
10 教育費		12,985,418	2,417	12,987,835
	5 社会教育費	1,372,040	2,417	1,374,457
歳 出 合 計		134,572,961	71,484	134,644,445

第2表 債務負担行為補正

追 加

(単位:千円)

事 項	期 間	限度額
石嶺市営住宅第5期建替事業（電気工事） （建設企画課）	平成28年度	65,991

那覇市告示第 140 号

平成 27 年 6 月 1 日

平成 27 年(2015 年) 5 月那覇市議会臨時会で議決された平成 27 年度那覇市一般会計補正予算(第 3 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 27 年度那覇市一般会計補正予算(第 3 号)

平成 27 年度那覇市の一般会計の補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,454 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 134,646,899 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
18 繰入金		1,942,866	2,454	1,945,320
	2 基金繰入金	1,893,916	2,454	1,896,370
歳 入 合 計		134,644,445	2,454	134,646,899

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		8,040,691	2,454	8,043,145
	1 総務管理費	5,840,481	2,454	5,842,935
歳 出 合 計		134,644,445	2,454	134,646,899

那覇市告示第 141 号

平成 27 年 6 月 1 日

平成 27 年（2015 年）5 月那覇市議会臨時会で議決された平成 27 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 27 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 27 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,500,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 54,282,914 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
10 諸収入		千円 2,041,221	千円 4,500,000	千円 6,541,211
	3 雑入	2,009,998	4,500,000	6,509,998
歳 入 合 計		49,782,914	4,500,000	54,282,914

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
12 繰上充用金		千円 0	千円 4,500,000	千円 4,500,000
	1 繰上充用金	0	4,500,000	4,500,000
歳 出 合 計		49,782,914	4,500,000	54,282,914

那覇市告示第 142 号

平成 27 年 6 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開 設 者	指定の有効期間
所 在 地		
うるま薬局	株式会社アイワメディカル オキナワ	平成 27 年 3 月 1 日～ 平成 33 年 2 月 28 日
那覇市松島二丁目 1 番地 19		
サンアイ薬局 めかる	有限会社エヌ・オー・ケイ	平成 27 年 4 月 1 日～ 平成 33 年 3 月 31 日
那覇市銘苅三丁目 9 番 24 号		
すこやか薬局 松島店	株式会社 薬正堂	平成 27 年 5 月 1 日～ 平成 33 年 4 月 30 日
那覇市松島 2 丁目 1 番地 14 NF レジデンス松島 2 階		
メインプレイス アイクリ ニック	砂川 尊	平成 27 年 5 月 1 日～ 平成 33 年 4 月 30 日
那覇市おもろまち四丁目 4 番 9 号 サンエー那覇メイン プレイス店		

那覇市告示第 143 号

平成 27 年 6 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後（ 変 更 前 ）	
ぴいふる第 2 薬局		平成 27 年 3 月 19 日
法人代表者	取締役 木下博之（代表取締役 安里良枝）	
ぴいふる薬局 石嶺店		平成 27 年 3 月 19 日
法人代表者	取締役 木下博之（代表取締役 安里良枝）	
ぴいふる薬局 与儀店		平成 27 年 3 月 19 日
法人代表者	取締役 木下博之（代表取締役 安里良枝）	
まさたけ歯科医院		平成 27 年 4 月 1 日
名称	まさたけ歯科医院（カムカム歯科医院）	

三原薬局		平成 27 年 4 月 1 日
管理者	久保田龍二（杵鞭充治）	
病院前薬局		平成 27 年 4 月 1 日
管理者	杵鞭充治（禅院知靖）	
くら薬局		平成 27 年 4 月 1 日
開設者	株式会社メディケイト 代表取締役 栗國幸成 (有限会社メディケイト代表取締役 新垣重徳)	
ていーだ薬局		平成 27 年 4 月 1 日
開設者	株式会社メディケイト 代表取締役 栗國幸成 (有限会社メディケイト代表取締役 新垣重徳)	
かりん薬局		平成 27 年 4 月 1 日
開設者	株式会社メディケイト 代表取締役 栗國幸成 (有限会社メディケイト代表取締役 新垣重徳)	
ウェーブ薬局		平成 27 年 4 月 1 日
管理者	外間 和香子（野田多希）	
わかば薬局		平成 27 年 4 月 1 日
法人代表者	代表取締役 氏家篤（代表取締役 宇垣一麿）	
つぼがわ薬局		平成 27 年 5 月 1 日
名称	つぼがわ薬局（わかば薬局）	

那覇市告示第 144 号

平成 27 年 6 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開設者	廃止年月日
所 在 地		
古謝耳鼻咽喉科医院	古謝 将宏	平成 27 年 3 月 31 日
那覇市久米二丁目 33 番 16 号		
山田眼科医院	医療法人 山田眼科医院	平成 27 年 4 月 1 日
那覇市字松川 441 番地		
銘苅薬局	有限会社 白寿	平成 27 年 4 月 1 日
那覇市銘苅三丁目 9 番 24 号		

那覇市告示第 145 号

平成 27 年 6 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	所 在 地	指定年月日
開 設 者	サービスの種類	
訪問介護ステーション トリニータ	那覇市寄宮二丁目 1 番 18 号 ユートピア 2 階	平成 27 年 3 月 3 日
医療法人 寿仁会	・ 訪問介護 ・ 介護予防訪問介護	

那覇市告示第 146 号

平成 27 年 6 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
デイサービス 首里センター		平成 27 年 1 月 1 日
管理者	比嘉翼（吉濱弘美）	
居宅介護支援事業所 首里センター		平成 27 年 4 月 1 日
管理者	高地久寿（比嘉節子）	

那覇市告示第 147 号

平成 27 年 6 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称 (廃止する事業の種類)	廃止年月日
所 在 地	
うるま薬局（居宅療養管理指導）	平成 27 年 2 月 28 日
那覇市松島 2 丁目 1 番地 19	
茶話本舗デイサービス小禄金城	平成 27 年 3 月 31 日
那覇市金城 2 丁目 20 番地 2	

那覇市告示第 148 号

平成 27 年 6 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく施術機関について、生活保護法第 55 条第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

施 術 者	施術の種類	指定年月日
施術所名称	施術所所在地	
與那嶺 弘	あん摩・マッサージ、 はり・きゅう	平成 27 年 3 月 30 日
ひろ治療院	那覇市字寄宮 173 番地 1 前田店舗 1 階	
前多 直人	あん摩・マッサージ、 はり・きゅう	平成 27 年 3 月 30 日
ひろ治療院	那覇市字寄宮 173 番地 1 前田店舗 1 階	
大城 春彦	あん摩・マッサージ、 はり・きゅう	平成 27 年 3 月 30 日
ひろ治療院	那覇市字寄宮 173 番地 1 前田店舗 1 階	

仲川 ちえ子	はり・きゅう	平成 27 年 4 月 6 日
ガンジュー社	那覇市古波蔵一丁目 20 番 32 号	
山里 りえ子	はり・きゅう	平成 27 年 4 月 6 日
ガンジュー社	那覇市古波蔵一丁目 20 番 32 号	
嘉数 直也	柔道整復	平成 27 年 4 月 10 日
かかず整骨院	那覇市寄宮一丁目 9 番 12 号 サンヴェール神原 103	
安塚 良	あん摩・マッサージ、 はり・きゅう	平成 27 年 4 月 28 日
株式会社フレアス	那覇市銘苅一丁目 9 番 28 号 2 階	

那覇市告示第 149 号

平成 27 年 6 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく施術機関について、生活保護法第 55 条において準用する第 49 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術機関より、次のとおり廃止届があった。

那覇市長 城 間 幹 子

施 術 者	施 術 所 名 称	廃止年月日
	施 術 所 所 在 地	
親 泊 徹	まるみや整骨院	平成 27 年 4 月 16 日
	那覇市古島 2 丁目 26 番地 15 津嘉山ビル 1 階	

公 告

那覇市公告第 69 号

平成 27 年 5 月 18 日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部ハイサイ市民課において縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市公告第 87 号

平成 27 年 6 月 1 日

那覇市松山公園文化交流施設指定管理者募集について

那覇市松山公園文化交流施設指定管理者募集日程について次のとおり公表します。

那覇市長 城 間 幹 子

1 名称及び位置

名 称	那覇市松山公園文化交流施設
位 置	福州園 : 那覇市久米 2 丁目 29 番 19 号
	連携施設 : 那覇市久米 2 丁目 30 番 6 号
	駐車場 : 那覇市松山 1 丁目 17 番 64 号

2 管理の基準及び業務の範囲

那覇市松山公園文化交流施設指定管理者募集要項及び同業務仕様書のとおり。

3 指定予定期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで（5 年間）

4 応募資格

（1）指定期間中、文化交流施設の管理運営を円滑かつ安定して実施できる那覇市内に主たる事務所を有する法人その他の団体（法人格は必ずしも必要ではありません）とします。但し、個人の応募は不可とします。

（2）市税の滞納がないこと。

（3）役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。

（4）会社更生法及び民事再生法等の手続中でないこと。

（5）暴力団員による不当な行為の防止法等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。

（6）共同企業体（グループ結成）での応募について

複数の法人若しくは団体が共同企業体により応募する場合は、あらかじめ代表者又は代表となる団体を決定すること。この場合、構成団体間で委任状を作成し協定書を締結するものとします（応募に関する責任、指定管理業務に関して生じた責任は構成団体が連帯責任を負うことになります）。

共同企業体を組織する全ての法人若しくは団体は、上記（1）から（5）の資格を満たすこと。ただし、那覇市内に主たる事務所を有するものは 1 法人若しくは 1 団体で可とする。

なお、単独で応募する団体が、複数の団体で構成する共同企業体で応募するなど、複数の応募はできません。

5 申請の方法

（1）提出書類

那覇市松山公園文化交流施設指定管理者募集要項のとおり。

（2）募集要項等の配布

原則、那覇市のホームページからのダウンロードとしますが、必要な方は下記のとおり配布します。

配布期間 平成 27 年 6 月 1 日（月）から 平成 27 年 7 月 31 日（金）まで
（土曜、日曜及び祝日を除く）

配布時間 午前 9 時から午後 5 時（正午から午後 1 時までの間を除く）

配布場所 那覇市建設管理部 公園管理課（那覇市役所 本庁舎 8 階）

その他 「那覇市松山公園歴史文化施設指定管理者業務仕様書」及び「様式」については、平成 27 年 6 月 12 日（金）の説明会にて配布します。

（3）指定申請書提出場所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所 8 階

那覇市建設管理部 公園管理課

6 申請を受付けする期間

- (1) 受付期間 平成27年6月15日（月）から平成27年7月31日（金）まで
（土曜、日曜及び祝日を除く）
- (2) 受付時間 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く）

7 説明会の開催

歴史文化施設の応募方法、提出書類等について説明会を開催します。参加者は説明会参加申込書をご記入のうえ、FAX 又は E-mail のいずれかで提出してください。

- (1) 開催日時 平成27年6月12日（金） 午後2時から午後4時まで
- (2) 開催場所 那覇市役所8階 801 会議室

8 問い合わせ先

那覇市建設管理部 公園管理課 担当：玉代勢、仲真、瀬長

住所 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番地1号

電話 098-951-3239

FAX 098-951-3206

E-mail b-kouen001@neo.city.naha.okinawa.jp

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第4号

平成27年5月11日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条第1号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 翁 長 聡

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者	指定年月日
435	株式会社 大気	西原町字安室 193 番地 1	玉寄 優	平成 27 年 4 月 27 日
436	株式会社 北電通	那覇市山下町 1 番 11 号	與那覇 寛榮	平成 27 年 5 月 8 日

監査委員公表

那 監 公 表 第 2 号

平成 27 年 5 月 7 日

掲 示 済

那覇市監査委員

同

同

同

新 城 和 範

宮 里 善 博

翁 長 俊 英

亀 島 賢 二 郎

那覇市職員措置請求監査結果について（公表）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 4 項の規定に基づき、住民監査請求に係る監査を執行したので、同項の規定によりその結果を、次のとおり公表する。

第1 監査の請求

1 請求人

小川 真

2 請求書の提出

平成 27 年 3 月 4 日

3 請求の要旨（原文のとおり）

那覇市役所観光課長池村某がなした那覇市観光協会との契約に不備があり、支出した 1,138,998 円の返還を求める

根拠

添付書類①平成 26 年 3 月 26 日、那覇市長翁長雄志と那覇市観光協会会長佐久本武と契約した「平成 25 年度那覇市内観光周遊バス実証実験事業委託変更契約書」により契約変更を行ない、「134,569,427 円」を「135,708,425 円」とした。

その理由は、

同契約書に添付された起案書によれば、

〔変更理由〕として、次のように記されている。

「観光周遊バス実証実験について一般社団法人那覇市観光協会と業務契約を締結し、那覇バスに運行を委託して実施したが、当初の想定運賃収入を下回り、その赤字部分を補てんする必要がある。観光協会の事業実施に係る支出残額を差し引いた部分を上乗せして契約変更する。」

が、当初の運賃収入は観光協会の清算表には、収入の記載がなく、明確に売り上げ除外が見られる。（添付資料 2 乗車実績売上表に綴じられた運賃収入補てんによる契約変更後）によれば、この運賃収入が計上されていない。

また、

添付資料①の那覇市観光課受付の平成 26 年 3 月 25 日受領印のある那覇市長翁長雄志あての観光協会からの契約変更についての那覇協 160 号文書によれば、理由

「運行担当の那覇バスの実績は当初、82,560 名 17,255,040 円の収入を予定していたが、実績は 66,149 名、13,963,765 円となります。

よってこの差額分 3,291,275 円を事業実施に係る観光協会支出残額 2,152,277 円を差し引いて足りない部分を補てんする必要があるため」

と記したが、那覇バスに運賃収入を支払うなら（添付資料 2 乗車実績売上表に綴じられた運賃収入補てんによる契約変更後）に収入を記載しなければならない。

また、実証実験を委託する契約書（添付資料③平成 25 年度起案書財政課長當間印のある綴り）にはその赤字部分を補てんするの文言の記載はない。

つまり、本変更届けは当初の契約外のもので、当然変更は認められない。

故に、

変更金額の

1,138,998 円の返還を求める。

4 事実証明書

- (1) 平成 25 年度那覇市内観光周遊バス実証実験事業委託変更契約について（起案書：平成 26 年 3 月 26 日付け決裁）
- (2) 平成 25 年度那覇市内観光周遊バス実証実験事業委託変更契約書（平成 26 年 3 月 26 日付け）
- (3) 平成 26 年 3 月 24 日付け那覇協第 160 号 契約変更について（依頼）
- (4) 支出負担行為書（変更分）（平成 26 年 3 月 26 日付け起票）
- (5) 平成 25 年度収支支出表（那覇市観光周遊バス実証実験事業）
- (6) 平成 25 年度収支支出表（※運賃収入補てんによる契約変更後）
- (7) 那覇まーいゆいゆい号売上比較表
- (8) 那覇市観光周遊バス運行に伴う増加分
- (9) 那覇市内観光周遊バス実証実験（運行実績表）平成 25 年 6 月～平成 26 年 3 月
- (10) 那覇まーいゆいゆい号乗車実績集計
- (11) 平成 25 年度那覇市内観光周遊バス実証実験事業委託契約について（起案書：平成 25 年 5 月 31 日付け決裁）
添付書類：見積書、予定価格調書、那覇市予算決算規則抜粋
- (12) 平成 25 年度那覇市内観光周遊バス実証実験事業委託契約書・仕様書（平成 25 年 5 月 31 日付け）
- (13) 支出負担行為書（平成 25 年 5 月 31 日付け起票）

第 2 請求の受理

本件措置請求は、地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に規定する要件を備えているものと認め、これを平成 27 年 3 月 4 日に受理した。

第 3 監査の実施

1 監査対象事項

- (1) 指定された職員
那覇市経済観光部観光課長
- (2) 請求人が求める措置内容
平成 25 年度那覇市内観光周遊バス実証実験事業委託変更契約により支出した 1,138,998 円の返還
- (3) 判断すべき内容

平成 25 年度那覇市内観光周遊バス実証実験事業委託変更契約に基づく委託料の支出が、違法・不当に当たるか否か。

2 請求人の証拠の提出、陳述

請求人に対して、法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 27 年 4 月 13 日を期限として証拠の提出の機会を設けたが、新たな証拠の提出はなかった。また、平成 27 年 4 月 15 日に請求人から陳述が行なわれた。

なお、請求人の陳述の聴取の際、同条第 7 項の規定に基づき、関係職員が立ち会った。

3 監査対象部局、関係職員及び関係人の事情聴取

経済観光部観光課を監査の対象部局とし、関係職員に対し関係書類の提出を求めるとともに平成 27 年 4 月 14 日に事情聴取を行なった。

また、一般社団法人那覇市観光協会（以下「観光協会」という。）に対し、法第 199 条第 8 項の規定に基づき、関係書類の提出を求めるとともに平成 27 年 4 月 14 日に事情聴取を行なった。

4 関係職員の陳述

関係職員に対し、法第 242 条第 7 項の規定に基づき平成 27 年 4 月 15 日に陳述を聴取した。その際、同条同項の規定に基づき、請求人が立ち会った。

なお、関係職員の陳述に対して、請求人から「周遊バスの車内には運賃箱が設置されており、料金を入れてバスに乗り込むが、バスとモノレールの両方に乗れる券を提示して乗車する人もいる。那覇バスはどのようにして運賃を計上しているのか、不透明である」旨の意見があった。

第 4 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 市と観光協会との委託契約について

ア 平成 25 年度那覇市内観光周遊バス実証実験事業委託契約（以下「原契約」という。）について

市は観光協会と平成 25 年 5 月 31 日付け、原契約を締結した。委託事業の期間は、契約締結の日から平成 26 年 3 月 28 日までとし、委託事業を実施するための費用として金 1 億 3,456 万 9,427 円を支払うものとした。

事業を実施するための仕様書の内容は、おおむね次のとおりである。

1) 趣旨

那覇市を訪れる観光客の多種多様なニーズに応えるための一つの方策として、市内の観光地や宿泊施設等を結ぶ周遊バス運行の実証実験を行い、将来的にバス会社独自事業として運行できることを目的とする。

また、現在那覇市観光協会が実施している「那覇まちま〜い事業」との

連携により、市内滞留型の観光モデルとして位置付ける。

2) 事業概要

那覇市内の観光地やホテル等を結ぶ観光周遊バスの運行及びP R業務

3) 具体的内容

1. 那覇バスによる運行に係る車両（5台）及び人員等を確保した上で
の観光周遊バスの運行
2. 観光バス事業の広報
 - ・ 県内外旅行社等への商品P R
 - ・ その他バス会社独自の広報
3. 実証実験アンケート等に基づくルート等の検証や見直し
4. その他
 - ・ 市内1日乗車券及びモノレールと市内バスを乗り継げるバスモノ
バスの発行・販売
 - ・ 那覇まちま〜いガイド乗車による観光ガイドの実施

イ 変更契約について

平成26年3月24日付け那観協第160号により、観光協会から市に対して
契約金額を増額するよう契約変更の依頼があった。

その理由を「運行担当の那覇バスの実績は当初8万2,560名 1,725万
5,040円（税込）の収入を想定していたが、実績は6万6,149名1,396万3,765
円（税込）となった。よってこの差額分329万1,275円（税込）を事業実施
に係る観光協会支出残額215万2,277円（税込）を差し引いて足りない部分
を補てんする必要があるため」としている。

市は、観光協会と委託費の支払いについて、「金1億3,456万9,427円」
を「金1億3,570万8,425円」とする平成26年3月26日付け、変更契約を
締結した。その理由を「観光周遊バス実証実験について観光協会と業務契約
を締結し、那覇バスに運行を委託して実施したが、当初の想定運賃収入を下
回り、その赤字部分を補てんする必要があるため」としている。

(2) 観光協会と那覇バス株式会社との再委託契約について

ア 当初契約について

観光協会は、那覇バス株式会社（以下「那覇バス」という。）と平成25年
5月31日付け、平成25年度那覇市内観光周遊バス実証実験事業委託契約を
締結した。

委託事業の期間は、契約締結の日から平成26年3月20日までとし、委託
事業を実施するための費用として金8,513万177円を限度として支払うもの
としている。

事業を実施するための仕様書の内容は、前記原契約に添付された仕様書中

「2)事業概要」、「3)具体的内容 2.観光周遊バス事業の広報」を除き、同じである。

2) 事業概要

那覇市内の観光地やホテル等を結ぶ観光周遊バスの運行

3) 具体的内容

2.バス会社独自による観光周遊バス事業の広報

イ 運賃収入にかかる覚書について

観光協会と那覇バスは、平成 25 年 5 月 31 日付け運賃収入にかかる覚書を締結した。

覚書の内容は、おおむね次のとおりである。

一般社団法人那覇市観光協会（以下「甲」という。）と那覇バス株式会社（以下「乙」という。）は、平成 25 年 5 月 31 日に交わした「平成 25 年度那覇市内観光周遊バス実証実験事業（以下「本事業」という。）について、運賃収入にかかる覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

第 1 条 運賃の取扱い

甲は、乙に運賃收受の業務も含め、運行業務を委託し、乙は善良な管理のもと、責任を持って運賃の取扱いを行うものとする。

第 2 条 運賃の種類

運賃の種類は、本事業で運行する周遊バスに乗車することができる、現金・回数券・1日乗車券（バスモノパス含む）・電子マネー（ID決済）とする。

第 3 条 運賃収入の見込み額

平成 25 年度における運賃収入見込み額は 1,725 万 5,040 円（税込）とし、那覇バスは運賃収入を事業費にあて、事業を遂行する。

第 4 条 運賃収入の精算

1. 甲の乙に対する運賃収入の確定額（以下「確定額」という。）は、下記の計算式によるものとする。

確定額＝運賃収入見込み額－売上実績

2. 甲は、本事業における売上実績が、前条の運賃収入見込み額を下回る場合は、前条運賃収入見込み額を上限に確定額として、乙に追加払いを行う。乙は、本事業における売上実績が、前条の運賃収入見込み額を上回る場合は、売上実績から前条運賃収入の見込み額を差し引いた額を、確定額として甲に返金するものとする。

2 請求人の陳述

請求人の陳述は、おおむね請求書のとおりであるが、加えて次のような補足

説明があった。

那覇バスと観光協会とが、どのような取り決めをして決算書を作成したかということは、那覇市ではわからないと観光課長が言っていた。少なくとも予定していた運賃収入が入らないので補てんするという変更契約の起案書、添付書類①、平成 26 年 3 月 26 日起案には、明確に不足額が記入されており、副市長、政策統括調整監、部長、副部長、課長等の印鑑が押されている。それなのに金の流れがつかめないと言っている。不足であるという行為がおかしいので戻しなさいという請求を立てたものである。

3 関係職員の陳述

関係職員の陳述は、おおむね次のとおりである。

- (1) 請求人が、請求書に記述している「観光協会の清算表には、収入の記載がなく、明確に売り上げ除外が見られる。」については、

運賃収入は那覇バスの収入であり、観光協会の収入ではないので、観光協会の収入に運賃収入は記載されていない。また、観光協会から那覇バスに委託費として支払われたのは、運行経費のすべてではなく、運行経費と運賃収入との差額である。

- (2) 次に、「実証実験を委託する契約書にはその赤字部分を補てんするの文言の記載がない。つまり本変更届けは当初の契約外のもので、当然変更は認められない。」の記述については、

平成 25 年 5 月 31 日に交わした原契約において、双方の念頭にあったのは、那覇バスによる自主運行に向けた実証実験事業なので、那覇バスの運行経費と運賃収入との差額については、那覇バス自身ではなく、当該事業費において負担すべきものであるとの認識があった。

那覇バスによる見積額を参考に、運賃収入の予想額を 1,725 万 5,040 円としたが、実際の運賃収入がこれを下回ることはないであろうとの見込みからこの額を設定した。実際の運賃収入は 1,396 万 3,765 円にとどまり、当初の予想を 329 万 1,275 円下回った。

市と観光協会との当初契約額のうち 215 万 2,277 円については、那覇バスの運賃収入が当初の予想どおりであれば不用額となっていたものであるが、観光協会と那覇バスとの覚書に基づき、那覇バスへの支払いに充てられた。

不足額の 113 万 8,998 円については、観光協会からの文書「那観協第 160 号」「契約変更について(依頼)」に記されているとおりである（前記 1-(1)-イ変更契約について参照）。

那覇バスの運賃収入が予想を下回った点について、当初の見通しが甘かった面もあるが、先に述べた実証実験事業という性質から、当該契約書第 18 条「この契約に定めのない事項又はこの契約に定める事項について疑義のある

ときは、甲乙協議の上定めるものとする。」の規定に基づき、市と観光協会とで協議し、平成 26 年 3 月 26 日付けの変更契約に至ったものである。

4 監査委員の判断

本件請求において請求人は、市が観光協会と締結した変更契約に係る 113 万 8,998 円の支出は、根拠のない変更契約に基づくこと、及び観光協会の清算表（以下「精算」という。）に運賃収入が計上されてないことを理由として、当該支出は契約に不備があり、これにより市が被った損害の返還を求める、と主張する。

そこで、前記事実関係の確認、請求人・関係職員の陳述、関係職員・関係人の事情聴取、及び関係書類から監査した結果、次のとおり判断する。

(1) 変更契約を締結する根拠について

請求人は、「実証実験を委託する契約書にはその赤字部分を補てんするの文言がない」旨主張し、当該変更契約を締結する根拠を原契約の規定に求めている。

しかし、契約事務にあつては、契約の履行に際し生じた疑義等を解消するために、当事者双方で協議する旨の弾力的な規定を置くのが一般的である。当該変更契約は、関係職員が陳述するとおり「疑義等の決定」を行うため協議することを定めた原契約書第 18 条に基づき、双方の同意により締結したものである。このことは当該委託契約が、私法（民法）の適用を受ける契約（法第 234 条）であり、いわゆる「契約自由の原則」のもとに締結された契約と言えるのである。

また、行政において、実証実験事業の実施の目的が達せられるとの政策判断に立てば、必要な契約変更を行うこともあり得る。そして、当該変更契約は、その判断のもとになされたものと思料される。今回の契約変更は、観光客のニーズに応えるため、周遊バス運行の実証実験を行う必要から、当初の予算額（1 億 6,799 万 5,000 円）の範囲内であること、また、関係規則（那覇市事務決裁規程第 5 条第 1 項別表第 2）に基づき、意思決定の手続きがなされたことは、関係書類等から明らかである。

よって、原契約書に契約変更の定めがないことから「本変更届けは当初の契約外のもので、当然変更は認められない。」との請求人の主張は、認められない。

(2) 観光協会の精算（平成 25 年度収支支出表）に運賃収入が記載されていないことについて

請求人は、観光協会が作成した「精算（添付資料 2 乗車実績売上表）」には那覇バスの運賃収入の記載がなく、明確に売上げ除外が見られる」旨主張する。

しかし、当該精算は請求人も認識するとおり、観光協会の収支計算であつて

バス会社のそれではない。そうであれば那覇バスの運賃収入を必ずしも記載する必要はなく、そのことを以って「明確に売り上げ除外」とする指摘は当たらない。また、「運賃収入を支払うなら、収入の記載がなければならない」との主張についても、同様である。

(3) 委託費の増額の理由について

次に、前記(2)の請求人の主張に関連して、変更契約に基づく増額分 113 万 8,998 円の根拠について、判断する。

ア 増額分は、那覇バスの運賃収入が当初見込み額を下回ったことを理由として、観光協会から契約変更の依頼があり、支払ったものである。その積算の根拠について関係職員は、那覇バスから観光協会へ提出された報告書に記載された「売り上げ」1,396 万 3,765 円（「那覇ま～いゆいゆい号売上比較表」参照。ただし、税抜き）及び「乗車人数」66,149 人（「那覇ま～いゆいゆい号乗車実績集計」参照）を確認し、契約に至ったものである。

イ 監査において当該報告書を検証したところ、関係職員が確認した上記、売上実績等が認められ、当初見込み額 1,725 万 5,040 円に対し、329 万 1,275 円の不足が確認できた。そのうち、215 万 2,277 円は観光協会が支出し、残りの 113 万 8,998 円について、市が観光協会と増額の変更契約を行ったものである。

ウ また、関係職員は、運賃収入の実績は当初見込み収入を下回らないとの想定のもと原契約を締結しているが、結果としてこれを下回った。これを受け、観光協会と那覇バスとの間で締結された、前記 1-(2)-イ「覚書」第 4 条第 2 項を是とし、変更契約を行ったものである。

エ 原契約は、将来、市内の観光周遊バスとしてバス会社による独自の運行が可能かどうかを検証する実証実験事業を実施することにある。この事業の性格から、前述のとおり乗車数、運賃収入見込みなど予測が難しい面も含め、当初事業計画どおりとならない事態もあり得る。行政は、事業の実施状況を踏まえ、変更契約を行うことも必要である。

したがって、「ゆいゆい号」の運行状況、観光協会と那覇バスとの「覚書」、予算の確保など諸般の事情を勘案し、当該変更契約による増額分の支出は、妥当と判断するものである。

5 結論

以上のことから、運賃収入の不足分を補てんするために締結した変更契約については、違法・不当とは認められない。よって、それに伴う公金支出は、市に損害を与えるとする請求人の主張には理由がないものと判断し、本請求を棄却する。

6 意見（法第199条第10項に基づく意見）

本請求に伴う監査において、改善又は検討すべき事項が見受けられたので、適正な事務執行に努めるよう、次のとおり意見を付する。

再委託について原契約書第9条は、「観光協会は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面により報告し、市の承諾を得なければならない。」と規定している。

しかし、観光協会及び関係職員ともに、同条に定める書面による報告から承諾までの一連の事務手続きを行わず、不適切な事務処理があった。このことに関連し、請求人から「観光課長が観光協会と那覇バスの取り決めたことについてはわからないと言った」旨の陳述があった。契約書に定める所定の手続きがあれば、請求人の述べたとおり、不確実かつ不透明な説明にはならなかったものと推察される。

観光課においては、観光協会への委託事業に対する一層の指導及び監督が求められると同時に、事業の執行に当たっては、契約の適切な手続きを行われたい。